

第一 条 に よ る 改 正 後	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をするすることをいう。</p> <p>一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。</p> <p>一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。</p>
<p>二〇四　〔略〕</p>	<p>二〇四　〔略〕</p>
<p>五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。</p>	<p>五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。</p>
<p>六・七　〔略〕</p>	<p>六・七　〔略〕</p>
<p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電</p>	<p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を</p>

送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2) 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

3) この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第一項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限り反復してすることをいう。）を反復してすることをいう。

〔新設〕

2) この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限り反復してすることをいう。

(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

第七条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為

(以下「ストーカー行為等」という。)をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

(警察本部長等の援助等)

第八条 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストー

カー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

(職務関係者による配慮等)

第九条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保

[新設]

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反す

る行為(以下「ストーカー行為等」という。)の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

[新設]

2
2
4
〔略〕

及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるため必要な研修及び啓発を行うものとする。

3| 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

〔削る〕

2・3 〔略〕

(調査研究の推進)

第十一條 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方策、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3・4 〔略〕

(新設)

させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置)

第十二条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 ストーカー行為等の実態の把握
- 二 人材の養成及び資質の向上
- 三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発
- 四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

(支援等を図るための措置)

第十三条 国及び地方公共団体は、第十一条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〔新設〕

第十四条～第十七条 〔略〕

(罰則)

第九条～第十二条 〔略〕

(罰則)

第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

〔削る〕

第十九条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の懲役又は二百円以下の罰金に処する。

2 〔略〕

第二十条 前条に規定するものほか、禁止命令等に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 〔略〕

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 〔略〕

第十五条 前条に規定するものほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 〔略〕

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

第二条による改正後	第一条による改正後
<p>第四条　〔略〕</p> <p>（警告）</p> <p>2　一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をすることができない。</p> <p>3・4　〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>5　〔略〕</p> <p>警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。</p> <p>6　〔略〕</p> <p>（禁止命令等）</p> <p>第五条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、第三条の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、國家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずる</p>	<p>第四条　〔略〕</p> <p>（警告）</p> <p>2　一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第六条第一項の規定による命令をすることができない。</p> <p>3・4　〔略〕</p> <p>5　〔略〕</p> <p>警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。</p> <p>6　〔略〕</p> <p>（禁止命令等）</p> <p>第五条　公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定め</p>

）ができる。

一・二　〔略〕

2
〔略〕

るところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

一・二　〔略〕

2
〔新設〕

公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、前項及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により（当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で）、禁止命令等をすることができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内（当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行つた場合にあつては、当該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内）に行わなければならぬ。

4 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは「速やかに」と、同法第二十六条中「不利益処分の決定をするときは」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一

〔新設〕

号)第五条第三項後段の規定による意見の聴取を行つたときは」と、「参酌してこれをしなければ」とあるのは「考慮しなければ」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔略〕

6| 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

7| 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

8| 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。

9| 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等を」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは「当該処分の」と、第七

4| 3| 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

5| 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。

- 11| 前各項に定めるもののほか、禁止命令等及び第三項後段の規定による意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

〔削る〕

(仮の命令)

- 6| 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六条 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為（第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2| 一の警察本部長等が前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令をすることができない。

3| 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

4|

警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。

5|

公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があつた日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。

6|

行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7|

公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないと認めるときは、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等をすることができる。

8| 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。

9| 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行つた後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。

10| 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知

を行つた場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。

11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六条～第十一條　〔略〕

（支援等を図るための措置）

第十二条 国及び地方公共団体は、第九条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告徴収等）

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるとときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等（第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。）をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該第三条の規定に違反す

第七条～第十二條　〔略〕

（支援等を図るための措置）

第十三条 国及び地方公共団体は、第十条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告徴収等）

第十四条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができるものとする。

2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職

る行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聽聞に関しては、当該禁止命令等及び同項の聽聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聽聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

2 公安委員会は、第五条第二項の聽聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であつても、当該聽聞に係る禁止命令等をすることができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聽聞に係る禁止命令等をすることができないものとする。

- 一 当該聽聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
- 二 当該聽聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れな

員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十五条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聽聞及び意見の聽取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聽聞及び意見の聽取に係る事案に関する第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聽聞及び意見の聽取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

[新設]

3|

いときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に
係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは當
該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本國
内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は
当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

〔削る〕

〔削る〕

2|

この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関する事項
は、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者の住
所若しくは居所若しくは當該申出に係る第三条の規定に違反する
行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れな
いときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察
本部長等とする。

3|

公安委員会は、警告又は仮の命令があつた場合において、次に掲
げる事由が生じたことを知つたときは、速やかに、当該警告又は仮
の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項
で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知
しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に
関する第五条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、
この限りでない。

一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者が
その住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこ
と。

二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその
住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居
所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

4|

公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書
の聽聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の
聴取に係る禁止命令等をできるものとし、同項の他の公

〔削る〕

安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をすることができないものとする。

5| 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

第十五条・第十六条 〔略〕

（公安委員会の事務の委任）

第十七条 この法律により公安委員会の権限に属する事務は、警察本

部長等に行わせることができる。

2| 方面公安委員会は、第十五条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができる。

〔新設〕

第十六条・第十七条 〔略〕

	改 正 案	現 行
	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一～十四 「略」</p> <p>十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第三項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分を受けた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>十六～十八 「略」</p> <p>2～5 「略」</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一～十四 「略」</p> <p>十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第二項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>十六～十八 「略」</p> <p>2～5 「略」</p>